個別避難計画作成登録申請書兼個人情報提供同意書

魚津市長　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 私は、個別避難計画の作成を希望いたします。 | 記入日 | 年　　　月　　　日　 |
| フリガナ |  | 生年月日 |  大 ・ 昭 ・ 平　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　名 | （本人署名） |
| 住　所 | 魚津市 | 性　別 | 男 　・ 　女 |
| 自治会名（町内会名） |  | 電話番号 |  |
| 避難支援等を必要とする事由(該当する項目に印を入れてください。) | * 要介護３以上の認定を受けている要介護者（要介護　3 ・ 4 ・ 5 ）
* 身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けている
* 療育手帳（Ａ）の交付を受けている
* 精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている
* 指定難病患者・小児慢性特定疾病患者
* その他　　□　65歳以上のひとり暮らし高齢者

　　　　　□　75歳以上のみで構成される世帯の高齢者　　　　　□　（内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 緊急連絡先 | 住　所　：氏　名　：電話番号： |

※本人が「自署できない」、「未成年である」などの場合、代理申請部分を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代理申請者の氏名 | （代理人署名） | 要支援者との続柄 |  |
| 住　　所 |  | 電話番号 |  |

裏面の注意事項を確認したうえで、災害の発生に備えた個別避難計画作成のため、上記の情報を、避難支援等実施者（避難支援者）の候補者及び避難支援等関係者（地域振興会、自治会（町内会）、民生委員・児童委員、福祉推進員、地区社会福祉協議会、地区自主防災組織等）に対して提供することを

* **同意します。**

⇒　避難支援等関係者（地域振興会、自治会（町内会）、民生委員・児童委員、福祉推進員、地区社会福祉協議会、地区自主防災組織等）へ情報が提供され、避難支援に関する情報確認や個別避難計画作成のため、後日、地域の避難支援等関係者等による訪問調査が実施されます。

* **長期入院・施設入所等ではなく、在宅で生活しています。**

～裏面も確認してください～

**（裏面）**

**【注意事項】**

**※１　個別避難計画は、高齢者や障がい者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載されるお一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者（避難支援者）の候補者や避難支援等関係者等（地域振興会、自治会（町内会）、民生委員・児童委員、福祉推進員、地区社会福祉協議会、地区自主防災組織等）に、情報を提供します。**

**※２　表面及び訪問調査（後日実施予定）時に聞き取った個人情報は、****避難支援等実施者（避難支援者）及び避難支援等関係者等（地域振興会、自治会（町内会）、民生委員・児童委員、福祉推進員、地区社会福祉協議会、地区自主防災組織等）へ情報提供することとなります。（情報提供先を限定することはできません）**

**※３　個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等実施者（避難支援者）及び避難支援等関係者（「地域振興会」（町内会・自治会、民生委員・児童委員・福祉推進員、地区社会福祉協議会、地区自主防災組織等を含む））に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。**

**※４　個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者（避難支援者）自身やその家族等の安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。**

**※５　申請後、地域において個別避難計画の作成に向けた協議を行いますが、避難支援者の同意が得られない等により、個別避難計画が作成できない場合があります。**

**※６　同意の意思については、変更の申し出がない限り自動継続とします。（同意を取り下げる場合は、魚津市までご連絡ください）**

|  |
| --- |
| ○災害対策基本法　一部抜粋（個別避難計画情報の利用及び提供）第四十九条の十五　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。略（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）第四十九条の十六　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |